

公布された規則のあらまし

○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第二七号）

- 1 現業職員の平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までの間における給料月額の変額割合を一〇〇分の四から一〇〇分の三・五に引き下げることとした。（附則第六項関係）

- 2 現業職給料表級別標準職務表に定める職務の級が四級及び五級である職員に係る標準的な職務を見直すこととした。（別表第二関係）

- 3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

- 4 知事が別に定める職員について、職務の級及び号給を切り替えるとともに所要の経過措置を定めること等とした。

○佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則（規則第二八号）

佐賀県税条例及び佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二二年四月一日とする。ただし、一部の規定は、平成二二年六月一日、平成二二年一〇月一日、平成二三年一月一日、平成二三年四月一日又は平成二四年一月一日とする。とした。

○佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第二九号）

- 1 地方税法及び佐賀県税条例の一部改正に伴い、佐賀県税条例施行規則ほか六規則について、所要の改正を行うこととした。

- 2 この規則は、一部の規定を除き平成二二年四月一日から施行することとした。

- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三〇号）

- 1 佐賀県産業廃棄物税の課税免除となるものに、産業廃棄物の焼却処理の過程を通じて得たものを原料又は原料及び燃料として、自らの製品を製造する

焼却施設を加えることとした。(第五条及び様式第一号関係)

2 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三一号)

1 証紙売りさばき人の指定基準のうち、指定を受けようとする者に必要な預金現在高の年間売りさばき見込額に対する割合を引き下げることとした。

(第一〇条関係)

2 証紙売りさばき人の指定基準に暴力団員等でないことを追加するため、
所要の改正を行うこととした。(第一〇条及び様式第二号関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。